スクート運送約款

序文

この運送約款（以下、「本運送約款」、「本約款」という）は、当社とお客様の関係が明確に理解されることを目的に作られています。したがって、ご購入前に本書をお読みになり、ご不明な点については事前にお問い合わせください。より詳しい情報については、スクート（以下、「当社」という）のウェブサイト（www.flyscoot.com）をご覧いただくか、コールセンターにお電話ください。購入手続きが完了した時点で、お客様が本運送約款を既読し、理解されたものとします。

目次

1. 定義
2. 適用範囲
3. 旅行準備／お客様情報
4. 運賃／料金
5. 予約／支払い
6. 手荷物
7. チェックイン／搭乗
8. 運送拒否／搭乗拒否
9. スケジュール変更／取消
10. 到着／搭乗後
11. 払い戻し
12. お客様の責任
13. 当社の責任
14. お客様のご意見・ご感想・お問い合わせ

1 － 定義

同伴者とは、18 歳以上かつ単独での旅行が可能な搭乗者を指し、同伴する旅行者に対し適切な介助および監督することができると考えられると当社が判断した航空券購入済みの方をいいます。
航空会社コードとは、2 つもしくは 3 つの英字で特定の航空会社を識別するものです。当社のコードは、TR になります。
指定代理店とは、当社によって指定された、当社の代理として当社の航空券の販売やチェックインまたは荷物取扱いサービスを行う販売代理店または空港オペレーション会社などをいいます。
手荷物とは、お客様の旅行荷物のことで、受託手荷物と機内持込手荷物両方を含みます。
手荷物制限とは、追加料金なしに持ち込める受託手荷物、および機内持込手荷物の制限のことです。
手荷物識別タグとは、お客様の受託手荷物の為に発行する番号札のことです。
搭乗拒否通知とは、以下 8.4 により発行された通知のことです。
予約とは、お客様のご旅程と詳細が記載された当社の予約システムに保存された詳細のことです。
予約番号とは、当社または当社指定の代理店によって発行され、当社への予約を証明する番号のことです。

機内持ち込み手荷物とは、機内に持ち込む手荷物で受託手荷物以外をいいます。機内手荷物の寸法、重量、内容物制限に注意してください。
コールセンターとは、電話予約や問い合わせなどに対応するための当社の機関です。電話番号はこちらのウェブサイト(www.flyscoot.com)からご確認ください。
キャリアとは、航空会社のことを指します。
チェックイン締切とは、航空会社が指定する、チェックインおよび搭乗券の受け取りを済ませておかなければならない時間のことです。チェックイン締切後にお越し頂いた場合でも搭乗することはできず、航空券は、当社独自の裁量により、払い戻しを行わず没収することがあります。
受託手荷物とは、当社の航空機内に預けるために当社が発行した認識タグ（手荷物切符）を付けたお客様の手荷物のことをいい、超過手荷物を含みます。
運送約款または約款とは、本運送規約全般のことで旅程表や領収書に記載の契約条件もしくは利用規約を含みます。
条約とは、次のうち、本運送約款に適用されるものをいいます。

- 1929 年 10 月 12 日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（ワルソー条約）
- 1955 年 9 月 28 日にハーグで改正されたワルソー条約
- モントリオールの追加議定書第 4 号により、ハーグで改正されたワルソー条約（1975 年）
- グアダラハラ条約（1961 年）
- 1999 年 5 月 28 日にモントリオールで調印された、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約は(モントリオール条約)
- その他適用される定義書または条約と授権法規

損害とは、乗客の死亡、怪我または身体傷害および、手荷物の紛失、ダメージまたは破壊を含みますが、これに限定されるものではありません。加えて、乗客の搭乗や手荷物の積込による遅延によって引き起こされる損害も含まれます。
搭乗拒否とは、乗客が搭乗予定のフライトの有効かつ確定された予約搭乗券を所有しているにもかかわらずその予定フライトへの搭乗を拒否されることをいいます。搭乗券とは、キャリアまたはキャリアの代理人によって発行された旅程表および領収書のことで、お客様のお名前やフライト情報の詳細と運送約款およびスクートの規則が掲載されています。
運賃・商品は、商品およびサービスのことをいいます。当社は、お一人様向けの 2 都市間を結ぶ航空運送から、機内または搭乗前後の商品またはサービスなど、幅広い運賃及び商品を提供します。
運賃規則とは、お客様の予約に適用される利用規約をいいます。運賃規則は運賃や商品によって異なり、詳細はこちら(www.flyscoot.com)からご覧いただけます。
手数料表とは、当社が課する現行の手数料表をいいます。手数料表はこちら(www.flyscoot.com)からご確認ください。
ゲスト、お客様、お客様の、お客様自身とは、乗務員以外の航空機に搭乗するご予約をされた方をいいます。
団体規約とは、10 名以上の団体のお客様に適用される当社利用規約をいいます。
旅程表とは、当社もしくは指定代理店によって発行されたお客様の名前、フライト情報および通知を記載した文書をいいます。
スクート、私たち、当社とは、本運送約款内において、スクート・ピーティーイー・リミテッド（登録番号 No. 200312665-W）、および当社の代理として働く全ての従業員、代理人をいいます。
スクートの約束（お客様へのお約束）とは、当社におけるお客様への保証リストを指します。スクートの約束はこちら(www.flyscoot.com)からご覧いただけます。

スクートの規則とは、当社が www.flyscoot.com で公表しているこれらの条項以外の規則で、運送開始日または航空券の発券日に、乗客または/もしくは手荷物の運搬に関わる関税によって適用される規則を言います。
特別引出権（SDR）とは、国際通貨基金の交換の公式単位である通貨の複合単位を意味します。

2 – 適用範囲

2.1 – 適用
本運送約款は、2.10、2.11 その他に規定された場合を除き、予約に航空会社コード TR と記載されている当社のフライトの乗客と手荷物すべてに適用されます。

2.2 – 無料／割引運賃
特に明記のない限り、マイレージプログラム、またはその他のポイントプログラムや賞品プログラムなどで当選した無料および割引運賃による旅行にも適用されます。

2.3 – 運送約款変更の権利
弊社は、本条件、スクート規制、運賃、運賃商品、運賃規則、料金および料金表、ならびに料金条件を事前の通知なしに随時修正する権利を留保します。修正は、政府またはその他の規制当局により修正が義務付けられている場合、また、安全やセキュリティ上必要である場合を除いて、修正の導入後に行われた予約または変更にのみ影響します。

2.4 – 運送約款変更不可
当社従業員あるいはいかなる者であっても、本約款を変更することはできません。しかし、当社が運賃の規則あるいは支払い金額を控除する権利に影響を与える者ではありません。１度の控除によって、他の控除が保証されるわけではありません。

2.5 – 運送を規制する条項
当社のフライトによるお客様の運送は、次のすべての条件に基づきます。
a) 旅程に記載された予約およびそれに関連し、適用される運賃の規則
b) 旅程に記載された本運送約款
c) 当該フライトに適用される可能性があるシンガポールの法律、国際条約、またはその他の法律／政府規制（両当事者の合意により免除できないもの）。および
d) 適用されるスクート規制すべて。

2.6 – 優先される法律
本約款が本約款の条項が適用法政府規制、命令や要求と矛盾している場合、当事者の合意によって撤回できない場合には、その条項は適用されません。たとえ一つの条項が無効になっても他の条項が無効になるということではありません。

2.7 – 手続きより契約を優先
本運送約款が当社の手続きと矛盾する場合、本約款が優先されます。

2.8 – 追加サービスおよび運送

a) 当社が第三者のサービスまたは運送（定期便を除く）あるいはその双方の予約、搭乗券、またはバウチャーを手配または発行する際は、当社はお客様の代理人としてそれらの業務を行うものです。

b) 第三者サービスプロバイダーの契約条件が適用されます。本運送約款（13 条参照）における制限より低い制限が含まれる場合は、当社以外の旅行手配については低い方の制限が適用されます。

c) 当社が他の航空会社コードによるフライトを手配した場合、当社は代理人となり、その航空会社の運送約款が適用されます。

2.9 – 言語

本運送約款の原本は英語であり、他の言語に翻訳された場合でも、本約款の解釈のために使われるのは英語のみです。

2.10 –コードシェア便

a) 他の航空会社が運航するスクートのコードシェア便には、発券に関して当社の運送約款が適用されます。ただし、コードシェアにおける各航空会社はそれぞれの契約条件を設定しており、スクート運航便に適用される当社の運送約款とは異なる場合があります。提携航空会社の運航便に記載されるそれらの契約条件は、スクートの運送約款に言及され組み込まれるものであり、当該航空会社の運航便において当社が提供するコードシェア便にも適用され、通常適用されるスクートの規約に優先されます。スクートと提携航空会社は以下の内容において契約条件が異なる場合がありますが、以下の内容に限定されるものではありません。

- 同伴者のいない未成年
- 手荷物の許容量
- 許可量と法的責任
- 例外的な運航
- 搭乗拒否への補償
- チェックイン時間制限
- 動物の運送
- 酸素サービス
- 運送拒否

b) 当社が販売航空会社となっているアメリカ合衆国発着便に関しては、Tarmac Delay Contingency Plan of the operating carrier が優先されます。

2.11 –複数の航空会社によるサービス

スクートが販売するサービスであっても、他の航空会社が便名や航空会社コードで運航しているサービスをご利用されることもあります。他の航空会社を利用した旅行には、運航航空会社の運送約款が適用されます。ただし、運航航空会社がシンガポール航空の場合、運送に支障が生じた場合はスクートの運送約款が適用されます。

2.12 –チャーター便

当社のチャーター契約による運送については、特に指定のない限り、本運送約款が適用されます。

3 – 旅行準備／お客様情報

3.1– 計画

a) 旅行の手配、およびは旅行におけるすべての地点における法律、政府規制と命令に遵守する責任は、すべてお客様に起因するものとします。お客様は予約前にこれに限らず以下の項目等について考慮し、情報を得る必要があります。

i. 入国条件 – ビザと身分証明書

ii. 医療条件 – 予防接種、ワクチンなど

iii. 目的地情報 – 健康と安全のリスク

b) 当社は、3.1.a に記載について情報共有することはできますが、これらの事柄におけるお客様の責任が排除されるわけではありません。

c) 3.1.a に記載の情報については、領事館、地元政府および政府観光局にご確認いただくことをお勧めします。

d) スクートは 3.1 a)の項目の補助として第三機関でのサービスを提供する場合がありますが、全ての事項に関する責任はお客様に起因するものとなります。万が一、渡航に際する全ての準備の不足や、関連法令の遵守、政府規制、渡航先における関係当局からの命令により、渡航先の入国管理当局による入国拒否の可能性が考えられるにも関わらず、それらのサービスに対し支払われた費用は、スクートは運賃、関連する料金、税金等一切の費用を返金する事は出来ません。これらのサービスは全て第三機関の利用規約に準ずるものとします。

3.2 – 旅行保険

旅行には色々なリスクを伴う場合があり、お客様は次のような場合に補償される旅行保険に加入するようにしてください。

a) 計画の変更・旅行の中止

b) 医療および病院の費用

c) 個人のケガや死亡

d) 遅延、手荷物の破損または紛失

3.3 – お子様

a) 当社は、旅行日当日に 2 歳未満のお客様を、幼児として定義します。幼児の搭乗は生後 8 日以上かつ 18 歳以上の同伴者を必要とします。幼児が同伴者の膝の上に座る場合、当社手数料一覧内の料金で予約できます。幼児が座席を利用する場合は（3.6 参照）通常運賃が適用されますが必ず生後 6 ヶ月以上である必要があります。旅行開始日時点で、2 歳未満（生後 24 か月未満）のお子様を幼児とさせていただいております。ご帰国便ご搭乗前に 2 歳のお誕生日を迎えた場合、通常の有償旅客運賃・諸税・その他料金が適用されます。

b) チェックイン時に年齢を証明するものが必要です。

c) 当社は、航空機の客室にベビーカーの持ち込みの許可及び貸し出しをいたしません。

d) 前方を向いたチャイルドシートであれば機内で使用することができますが、安全のため固定しなければなりません。6 ヶ月～2 歳未満の幼児と 3 歳未満の子供に限りチャイルドシートをご利用いただけます。当社はチャイルドシートをお貸ししておりません。チャイルドシートを機内に持ち込む場合、当社従業員はお手伝

いできませんので、お客様ご自身でチャイルドシートの安全を確保してください。当社は、チャイルドシートの安全が不十分であったことにより発生したケガや事故、紛失や損傷について一切責任を負いません。

e) 当社は、旅行日当日に2歳以上12歳未満のお客様を子供と定義します。子供の運送には通常運賃が適用されます。

f) スクートは、本運送約款に基づき、同伴者なしの未成年者サービスの適用条件に従い、事前に申し込みが完了している場合のみ、同伴者なしの未成年者のご搭乗をお受けしております。スクートでは、準拠法で認められる限りにおいて、成人を同伴しない未成年のお客様またはその親御様、場合によっては法的保護者様が、かかる事前手配を怠った場合や該当条件を遵守しない場合に起因するいかなる損失や費用に対し、成人を同伴しないいかなる未成年のお客様に対し、法的責任を一切負わないものとします。スクートでは、成人を同伴しない未成年のお客様とは、ご旅行日に最低12歳で18歳未満であるお客様と定義しております。

i. 下記3.3f) v.に記載されている免責事項を除き、同伴者なしの未成年者サービスのご利用が必要です。

ii. 成人を同伴しない未成年のお客様は、チェックイン締め切り時間までに必ずチェックインして空港の案内に従うか、日程表またはスクートのウェブサイトに規定されたを行わなければなりません。

iii. 同伴者なしの未成年者サービスは、同伴者なしの未成年者の旅程の各区間（例：最初のフライト、往路または復路の各区間）において、スクートに事前に手配する必要があります。そのため、Scoot’s Unaccompanied Minor Service Request Formに必要事項を記入し、各区間ごとにスクートに提出する必要があります。また、この書類の原本をチェックイン時と搭乗ゲートで、乗り継ぎ便の場合は乗り継ぎ地と搭乗ゲートで提示する必要があります。

iv. 同伴者なしの未成年者サービスは、スクートが単独で運航するフライトで構成される旅程、およびスクートとシンガポール航空間で運航されるフライトで構成される乗り継ぎ旅程でのみ利用可能です。

v. 同伴者なしの未成年者の親または法的保護者は、同伴者なしの未成年者サービスを放棄するために、Scoot’s Unaccompanied Minor Service Waiver Formに必要事項を記入し、この書類を同伴者なしの未成年者の旅程の各区間（例：出発便、乗継便、復路）ごとにスクートに提出することができます。記入・提出された書類の原本はチェックイン時、搭乗ゲートで、乗り継ぎ便の場合は搭乗ゲートで提示する必要があります。

vi. 同伴者のいない未成年者の親または法的保護者の書類または身分証明書は、Scoot’s Unaccompanied Minor Service Request Form、Scoot’s Unaccompanied Minor Service Waiver Formに記載された内容を確認するために、チェックイン時、乗り継ぎ時、または搭乗ゲートで要求される場合があります。

vii. Scoot’s Unaccompanied Minor Service Waiver Formを使用して旅行する同伴者なしの未成年者は、フライトの出発予定時刻の60分前までに搭乗ゲートにいなければなりません。

viii. スクートは合理的な裁量権を行使して、または以下の事由が発生した場合、（i）同伴者なしの未成年者の搭乗を拒否する、および／また

は（ii）同伴者なしの未成年者が既に搭乗している場合でもフライトから降機させることができます。

- 成人を同伴しない未成年のお客様のフライトの予約が成人を同伴しない未成年のお客様のご旅行の 48 時間前までに行われていなかった場合。
- 不備のある Scoot’s Unaccompanied Minor Service Request Form が提出された場合。チェックイン時、乗り継ぎ地、搭乗ゲート、または要求された際に、提出済みの Scoot’s Unaccompanied Minor Service Request Form の原本が提出されない場合。
- 不備のある Scoot’s Unaccompanied Minor Service Waiver Form が提出された場合。チェックイン時、搭乗ゲート、または要求された際に、提出書類の原本が提出されない場合。
- 必要事項を記入して提出された Scoot’s Unaccompanied Minor Service Request Form または Scoot’s Unaccompanied Minor Service Waiver Form に含まれる情報と同伴者なしの未成年者の渡航書類が一致しない場合。
- 必要事項を記入して提出された Scoot’s Unaccompanied Minor Service Request Form または Scoot’s Unaccompanied Minor Service Waiver Form に記載された情報と、同伴者なしの未成年者の親または法的保護者の書類または身分証明書に記載された内容との間に不一致がある場合。
- 成人を同伴しない未成年のお客様の親御様や法的保護者の書類や身元証明書が要求した場合に提示されない場合。
- Scoot’s Unaccompanied Minor Service Waiver Form を使用して旅行する同伴者なしの未成年者が、出発予定時刻の 60 分前までに搭乗ゲートにいない場合。

g) 一人の同伴者につき、一人の幼児のみを同伴できます。

h) 幼児および子供に必要な物品(離乳食など)は、機内にありませんので、保護者の方が予めご用意ください。

3.4 – お客様の健康

当社は、お客様ご自身または他のお客様にとって安全ではないと判断された場合には、お客様の搭乗を拒否する場合があります。搭乗した場合にお客様ご自身または他のお客様の安全をおびやかす可能性のある病気や症状などをお持ちの場合は、ご予約前に当社にその旨お伝えいただく必要があります。

a) 次のような場合、最低でも旅行出発日 3 日前までに当社にお知らせいただく必要があります。

i. 伝染する可能性が高いと思われる病気がある場合

ii. ナッツ類やナッツ製品によるアレルギーをお持ちの場合

iii. 病気などにより、他のお客様と乗務員に影響を与える可能性のある異常な振る舞い、または身体状況にある場合

iv. 飛行の安全性または正確性に危険をもたらす可能性がある場合

v. 飛行中、医療処置または特別な装置あるいはその双方が必要な場合

vi. 当社は、お客様の健康についてアドバイスを行うことはできません。既存の病気があって旅行する場合には、かかりつけの医師や医療従事者の書面によるアドバイスに従ってください

b) お客様は一人で旅行することができる程度に健康であるか、若しくは必要な介助ができる同伴者を伴う必要があります。（3.5.a 参照）

c) 当社では携帯用酸素濃縮器（POC）は、座席下の限られたスペースに収まるものに限り事前に最低でも旅行出発日 2 日前までに当社コールセンターへお知らせいただければお持ち込みいただくことができます。お持ち込みいただける携帯用酸素濃縮器（POC）の詳細は当社ウェブサイトでもご確認いただけます。

d) お客様が妊娠中の場合、次の注意事項を守ってください。

i. 妊娠 28 週間以降の旅行について：要請があった場合、最初の搭乗日の 10 日前以内に医師または助産師によって作成された、以下の項目を含む証明書または文書を提出してください

- 出産予定日
- 単胎妊娠か多胎妊娠か
- 妊娠週数が条件を満たしているか
- 旅行可能な状態にあるか

ii. また、
妊娠合併症がなく、3.4 d)i.に基づき医師や助産師からの証明書または文書による規定の適用を受けた場合、単胎妊娠の場合は 36 週の終わりまで、多胎妊娠（双子など）の場合は 32 週の終わりまで旅行することができます

注意事項：

- 妊娠中のご旅行は安全とは言い難いです。旅行前に、医師・医療専門家のアドバイスに従ってください。上述の期間は、あくまでも最低限の規定となります。
- 一部の国では、その国の国籍を持たない妊婦の入国を制限しています。旅行前に、関連する大使館および領事館にてご確認ください

e) 幼児の搭乗は生後 8 日以上かつ 18 歳以上の同伴者を必要とします。

f) 当社の機内食はナッツを含まないことを保証いたしません。当社をご利用になったお客様にはナッツもしくはナッツを含むお食事やスナックをご提供させていただくことがあります。当社ネットワークのキッチン内でナッツが混入したり、空調システムを経由してナッツやナッツオイルの残留物が室内の装飾品やその他の表面に残留したりするなど、当社の意図としない間接的な原因によりナッツの混入が偶発する可能性を未然に防ぐ保障はできません。必ずお客様ご自身でアレルギーに対処する必要な予防措置をおとりください。

3.5 – 特別介助

a) 介助もしくは監督なしには安全に旅行することが困難なお客様は、同伴者なしで旅行することはできません。当社では、そのようなお客様の介助や監督を行うためのシステム、従業員を所持していません。

b) お体のの不自由な方や病気をお持ちの方、特別介助が必要な方のご搭乗については、事前に当社との合意が必要です。空港にて車椅子やリフトなどによる介助が必要なお客様、およびご自身の車椅子で旅行される予定のお客様は、出発の 48 時間前までにスクートコールセンターにご連絡ください。事前通知がない場合、空港に到着してもサービスを受けられず、搭乗を拒否されることがあります。下記 8.1(l)に記載のとおり、当社は、出発予定時刻の 48 時間前までに当社への必要な事前通知がない場合、ご利用いただけないサービスがございます。または特別な介助などお客様が必要とする設備の利用に発生する追加費用について当社は責任を負いません。

c) お客様ご自身の車椅子をお持ちいただく場合は、ご出発予定日の 48 時間前までにその旨を当社コールセンターまでお知らせください。安全性の観点から、出発および到着時の入国管理エリアでのご自身の車椅子のご利用は許可されていません。ご自身の車椅子はご出発の際に受託手荷物としてお預けいただきます。到着時には手荷物ターンテーブルにてお受け取りください。空港にて介助が必要な場合は、出発の 48 時間前までにスクートコールセンターにご連絡ください。お知らせをいただかなかった場合、お客様やお客様の車椅子の搭乗をお断りさせていただくことがあります。

d) 適用法に従い、特別なサポートをご利用の際は当該サービス手数料を、空港にて委託業者、または事前にスクートコールセンターを通してスクートにお支払いただくことがあります。これらのサービスは各空港の制約によってすべての空港で必ずしも対応できるとは限りません。

e) スクートでは動物の輸送は受け付けておりませんが（6.2 を参照）、補助犬は、予約時または出発日の 48 時間前までのいずれか早い時点で事前の通知をなすことを条件として、機内にお連れいただけます。吸収性マットと適切な口輪を必ずお持ちください。また、要請に応じて、目的地の国から取得した関連する入国証明書および／または承諾書をご提示いただく必要があります。事前の通知がなされなかった場合、許可される補助犬の数が上限に達し、補助犬の輸送が拒否される場合があります。吸収性マットと口輪を持参しなかった場合、または目的地の国から取得した関連する入国証明書／承諾書を提示できない場合も、補助犬の輸送が拒否される場合があります。補助犬をお連れのお客様は、チェックインカウンターからゲートまで、および／または航空機から到着ホールまで付き添いが必要とされるため、ミート＆アシストサービスが必要となり、適用法に従って料金がかかる場合があります。

f) 目の不自由なお客様は、単独または大人の付き添いの方/お世話をされる方同伴でスクートのフライトにご搭乗頂けます。同伴者の付き添い無くご搭乗される場合は、空港職員による送迎サービスを受ける必要があり、適用法に従ってその料金が発生することがあります。

g) お手伝いが必要な場合、または 3.4 項に従って健康状態を弊社にお知らせになる場合は、スクートコールセンターを通じて予約を行うか、スクートコールセンターにご連絡ください。旅程表のお受け取り後直ちに、またはご出発の 48 時間前までのどちらか早い時点で当センターにお知らせください。お手伝い、または 3.5 項に記載のいずれかのサービスが必要なお客様は、他の方法ではご予約になれません。

3.6 – 隣席購入

a) 1 席以上の隣席をお求めの際は、ご出発の最低 3 日前までにスクートコールセンターに事前通知が必要です。追加席ごとに一般価格をお支払いいただきます。また、隣席を確保するためには、事前に座席を指定し、価格表に記載された価格のお支払いが必要です。ご予約はスクートコールセンターまでご連絡ください。座席の空き状況によってはご予約いただけない場合がございます。

3.7 – 座席の手配

弊社はお客様の座席予約のリクエストにお応えできるよう努めますが、安全、セキュリティ、および／または運航上の理由により、いつでも（ご搭乗後であっても）座席を変更する権利を有します。

3.8 – 個人情報

フライトの予約、予約確認、追加サービス等の提供、入国管理などの目的でお客様の顧客データ（必要な場合は健康情報を含む）が弊社に提供されることを、お客様が本プライバシーに関する方針を読み、理解したことを意思表示したものとします。お客様のフライト情報、入国要件やその管理、運用、またその他の顧客データを政府機関または関連する弊社管轄外の第三者機関へ情報提供を行う場合があります。弊社は顧客データを保管し、社内、または関連する企業に情報を開示する場合があります。データの収集、使用、および開示は、www.flyscoot.com でスクートのプライバシー ポリシーに従って行われます。ただし、各国の政府規制により、お客様の顧客データに関する情報提供またはアクセスの許可が必要になる場合があります。これは、スクートのプライバシー ポリシーおよび適用法の条件に従って行います。

4 – 運賃／手数料

4.1 – 運賃範囲

支払われた運賃は、予約確認書に記載された特定の出発空港から、到着空港間の特定フライトの搭乗にのみの有効です。運賃には、空港間の地上交通機関や、空港からの交通機関の費用は含まれていません。

4.2 – 運賃規則

当社運賃規則の一部は運賃タイプによって異なるため、詳細については特定の運賃タイプに適用される運賃規則を参照してください。他の条項は全ての運賃タイプに共通し、次のとおりです。

- 適用法に従い、スクート運賃は、適用される支払手数料を含め、払い戻し不可でありダウングレードもできません。ただし、搭乗拒否、小型機への機材変更、オーバーブッキングによるダウングレード、大幅なスケジュール変更（2 時間以上のフライト時刻変更）、欠航、運航の乱れ、安全、セキュリティ、および／または運航上の理由などの状況を除きます。
- お客様が旅行をしない場合、以下において当社は一部税金および手数料の返金を行うことができる場合があります。
  1) 適用法に従い、当社が団体（空港や政府など）の代理として受け取った税金や使用料を当該団体に送付する義務が無い場合
  2) 適用される法律に従い、ご予約に記載されている旅行日から 90 日以内に書面で申請してください。申請書は、14.1 に記載の住所宛てに送付してください。
  3) 適用法に従い、料金表に提示される合理的な手数料は返金額から差し引かれます。手数料が返金額を越える場合は、払い戻しは行われません。

4.3 – 税金と使用料

乗客は、政府、地方自治体、航空会社、または空港当局によって課されるすべての税金、手数料、サーチャージ、および諸料金（ここでは「税金および手数料」とします）を支払う必要があります。また、予約に関連するスクートの管理料および手数料もお支払いいただく必要があります。税金および手数料は通常、航空券に別途記載されます。旅程表の発行後に税金または手数料が変更になった場合、ご予約を変更されると、料金の増額分を追加でお支払いいただく必要があります。同様に、お客様が予約を行った際にお支払いになる税金または料金がフライト前に廃止また

は減額された場合、お客様は、合理的な管理手数料が適用された後に残っている差額の払い戻しを請求する権利を有します。

4.4 – 手数料
適用法に従い、当社が提供するいかなる商品またはサービスのために支払われた金額も、払い戻しできません。当社が宣伝、提示し、販売した第三者による商品またはサービスの支払いについては、そのサービスプロバイダーの利用規約に規定されます。

4.5– 例外規定
以下のよう特別な状況については、当社独自の判断により、お客様は 4.2 と 4.4 が免除され、予約を取り消すことができ、旅程表記載金額と同価値の、24 ヶ月以内の搭乗に利用可能な旅行バウチャーを受け取ることができます（第三者プロバイダーの製品とサービスは除く。旅行の最終日は期間内でなければなりません）。

- 直近家族（配偶者、子供、兄弟、両親、祖父母、孫）の死亡または深刻なケガがあった場合、または、お客様ご自身の死亡や深刻なケガがあった場合には、第三者プロバイダーの商品とサービスを除く全額払い戻しをバウチャーによって受けることができます。搭乗前にお客様が死亡された場合、全額払い戻しされます。当社独自の判断により、医療や死亡証明書、若しくはそれに限定されるものではない証明書の提出が必要となることがあります。
- 不動状態や病気などにより、旅行ができなくなってしまった場合、当社独自の判断により、お客様が旅行できないことを証明する医療証明書を含む、若しくは、それに限定されるものではない証明書の提出が必要となることがあります。
- 旅行保険会社から返金を受けた場合、当社へ当該の商品の払い戻しを請求することはできません。また、払い戻しが発生した場合に還元されたバウチャーが二重請求またはすでに払い戻し済みの場合、当社は発行済のバウチャーを破棄し、バウチャーの費用を回収する権利をもち、当社はこれにかかる一切の責任を負うものではありません。

4.6 – 通貨
運賃、手数料、および適用される使用料および税金は、特に記載のない限り、当社の公示運賃として記載された通貨によって支払われることとします。

5 – 予約／支払い

5.1 – 予約確認
予約は、当社または当社の指定代理店によって書面で確認された時点で完了します。当社から直接予約をされた場合、当社が旅程表を発行します。必要に応じて、指定代理店も旅程表を発行することが可能です。特に断りがない場合、当社が全額支払いを受けた時点で予約は完了します。スクートに搭乗するには、予約後チェックインをし、搭乗券を受け取り、必要なすべての文書（パスポートなど）を提供する必要があります。また、予約を行う際に使用したクレジットカードを提示しなければならない場合があります。

5.2 – 支払い

当社または指定代理店は、可能な支払い方法について通知します。支払いは、指定の支払い方法またはグループポリシーで許可されている場合を除き、予約時に行う必要があります。予約と支払いの間にある程度の時間が許可された場合には、当社または指定代理店が時間を指定します。期日までに全額支払いがない場合、全ての予約はキャンセルされます。部分的な支払いがあった場合、既に支払った運賃と適用される手数料と使用料は返金されません。その際、当社は一切責任を負いません。当社は独自の判断により、手数料および適用される運賃の差額を支払うことで、予約を再度有効にすることができます。

不正な支払い方法を使用して予約が行われたと推察できる理由がある場合、当社は、かかる支払いの処理を拒否するか、事前の通知なしに予約をキャンセルする権利を留保します。このような措置は、お客様の安全を保護し、不正行為を防止するために講じられるものです。

5.3 - 予約の有効性

予約は、お客様と当社との間における運送契約の主たる根拠です。お客様の運送は、運送約款およびお客様に対し、当社または当社に代わって許可された指示のすべてに従います。

オープン予約はできません。予約の際は、必ず特定のフライト、日付が指定されなければなりません。予約は、旅程表に記載されたお客様および指定されたフライトにのみ有効です。

5.4 - 予約の譲渡

予約の譲渡は、運賃の規則で認可されていない限り許可されておらず、譲渡の際は手数料および該当する運賃の差額を支払う必要があります。許可されている場合、旅行開始日以前にのみ譲渡することができます。予約を販売、交換、贈与することはできません。お客様の予約内容のまま、ご本人以外の方が搭乗することはできません。なお、予約にかかった全ての運賃、手数料、使用料は没収させていただきます。お客様の名前は、パスポートなどの政府機関からの公式文書に一致していなければなりません。

5.5 - 予約の変更

日付なし（オープン）予約への変更は許可されていません。予約の変更に関するその他の条件や規定については、予約で指定された運賃商品によって異なります。詳細については、運賃の規則をご覧ください。変更が許可されている場合、変更の内容は通常制限されており、変更手数料および該当運賃の差額を支払わなければならない場合があります。予約変更の際、法律または政府規制に定めのある場合を除き、新運賃の方が低額であるときでも、払戻しは行われません。旅程の一部に、提携会社の航空会社コードによる運送が含まれる運賃商品の場合、フライト日、飛行時刻、または出発地・目的地の変更はできません。

お客様は、予約番号を安全に保管する義務があり、それを使ってマイブッキング機能などにログインして行う修正・訂正について、それがお客様の認識や同意なしに行われたとしても、お客様の責任となります。当社は、予約番号の不正な開示または使用によって生じたいかなる損失、損傷、費用について一切の責任を負いません。

6 – 手荷物

6.1 – 手荷物許容量

a) 機内持込手荷物は、本約款(6.2、6.3 を参照)および旅程表に指定された運賃商品の運賃規則（「運賃の規則」を参照）の規定に従わなければなりません。座席の支払いをしていない幼児には、機内持込手荷物の許容量はありません。

b) 受託手荷物許容量は運賃商品によって異なります。受託手荷物許容量が含まれていない運賃商品もありますが、最小限の受託手荷物許容量が無料で含まれている運賃商品もあります。お客様の受託手荷物許容量は、旅程表に指定され、記載されている運賃商品によって異なります。より詳しい情報については、運賃規則を参照してください。受託手荷物は、本約款の条項に従ってください。座席の支払いをしていない幼児には、受託手荷物の許容量はありません。

c) 当社が追加座席の購入を許可または要請した場合でも、機内持込手荷物、および受託手荷物の許容量は追加座席に含まれていません。

d) 複数航空会社によるサービスの場合、手荷物許容量は区間ごとに異なります。手荷物の許容量を追加することはできますが、区間ごとに別々の手数料および使用料を支払う必要があります。

6.2 – 禁止されている危険物

当社は、以下の運送または運搬を許可しないため、受託手荷物または機内持込手荷物としてお持ちいただくことはできません。

- 通常の注意と取扱いにより安全に輸送できるよう、スーツケースやその他の適切な容器に正しく梱包されていない物品
- 適用される国内法または国際法、規制、命令により禁止されている危険物
- 弾薬などのあらゆる種類の武器
- 爆発性、可燃性、不燃性ガス（エアロゾル塗料、ブタンガス、ライター用リフィルなど）、冷凍ガス（スキューバダイビング用空気タンク、液体窒素など）、可燃性液体（塗料、シンナー、溶剤など）、可燃性固体（マッチ、ライター）、有機過酸化物（樹脂など）、毒物、感染性物質（ウイルス、細菌など）、放射性物質（ラジウムなど）、腐食性物質（酸、アルカリ、水銀、温度計など）、磁気物質、酸化物質（漂白剤など）
- 航空機、機内の人若しくは財産を危険にさらす可能性のある物品、または、国際航空運送協会（IATA）の定める危険物規定（Dangerous Goods Regulations）に記載された物品など。詳細は当社にてご確認ください
- 重量、寸法、形状、性質、壊れやすさ、腐敗しやすいなどの理由により、運送には妥当ではないと当社が判断した物品
- 人または動物の遺体
- 動物（セクション 3.5 に記載されているフライトでの介助犬を除く）
- リチウム電池や発火装置などの危険物が組み込まれたブリーフケースおよびアタッシュケース
- 催涙ガス、唐辛子スプレーなど、刺激物や身体機能を奪う物質が含まれた物品

お客様が禁止されている危険物を所持している場合、お客様へ通知せずにその危険物を処分することがあります。当社は状況に応じて適切かつ妥当な対処をします。

当社は、禁止されている危険物が禁止項目に挙げられているにかかわらず持ち込まれた場合、その紛失もしくは損傷について一切責任を負いません。

6.3 - 持込手荷物制限

a) 全ての機内持込手荷物は、適用される寸法と重量の当社規則に従ってください。こちらに特段の記載がない限り、または、特別なお知らせがない限り、エコノミークラス並びにスクート Plus いずれにおいても機内持込手荷物は合計 2 個までと制限されており、且つ合計重量がエコノミークラスは 10kg（手荷物 1 個と手提げ袋等 1 個の合計）・スクート Plus は 15kg までです。幼児旅客への機内持込手荷物許容量は認められていません。搭乗クラスに関わらず、一つの機内持込手荷物最大サイズ 54cm x 38cm x 23cm（3 辺の合計最大 115cm）を超えてはなりません。客室内の収納棚に収納可能でなければなりません。その他の手提げ袋等の小さなサイズの機内持込手荷物は最大サイズの 40cm X 30cm X 10cm を超えず、且つ前の座席の下に収納可能なサイズでなければなりません。ナイフ類、鋭利なもの、素材や長さ・種類を問わず一切の刃物類、棒針、スポーツ用品などは機内へ持ち込みいただけないため、受託手荷物へお預けください。これらは、機内持込手荷物の中あるいはご自身で所持していただけません。万が一お客様が所持していた場合、通知することなしに処分され、返品されません。こちらに特段の記載がない限り、または、特別なお知らせがない限り、重量および大きさ規制内にある不定形手荷物は、オーバーヘッドロッカーの空き状況によっては機内持ち込み手荷物としてロッカーに収納して運ぶことができます。その際、荷物の重さは機内持ち込み手荷物の許容量に含まれます。オーバーヘッドロッカーに入らない荷物は、受託荷物としてあずけるか（ただし超過荷物として手数料表に記載されている手数料が発生する場合があります）、機内持ち込み荷物の重量および大きさ規制内にある場合、隣席する席を購入しそこにくくりつけることができます。後者の際は、1 名分の座席代と手数料表に記載されている座席指定手数料が発生し、持ち込める不定形な手荷物は 1 機体につき最大で 2 つまでです。不定形手荷物はすべてソフトケースあるいはハードケースに入れなければいけません。

b) 注射器・注射針を所持しているお客様は保安検査場にてその旨を告知して頂く必要があります。その際には医師による診断証明書などの書類を必ず提示してください。医療品類は、その内容や製造元の名前等の詳細が記載されたラベルや薬局のラベルが貼ってある必要があります。詳しい内容につきましては、当社までお問い合わせください。

c) 当社は、当社が運送を拒否している物品が受託手荷物扱いで運送されていない場合、その荷物に関して一切責任を負いません。適用される規定に反する物品について空港の警備員が処分した場合、当社は一切責任を負いません。

d) 受託されない手荷物は、飛行中における通常の揺れや空圧などに十分耐えられ、ダメージを受けない（僅かな摩耗などは除く）丈夫なものでなくてはならず、適切に施錠されていなければなりません。

e) 特別な物品のうち、機内持込手荷物の一部として持ち込むことは禁止されているが、6.1.b に記載の特別な物品を受託手荷物として持込制限に含まれず預けられるものは、次の物です。

   i. バシネット
   ii. カーシート
   iii. ベビーカー
   iv. 歩行器
   v. 松葉杖*

vi.　車椅子
*機内持込手荷物として持ち込むことも可能ですが、各空港の権限による保安検査の許容範囲と同様に、6.3 a に基づく要件に従うものとします

f) 当社は、支払い済みの追加持込手荷物に該当する荷物も含め、種類、分類にかかわらず、すべての機内持込手荷物を検査する権利を所有します。お客様は、時間に余裕を持ってご搭乗するようにしてください。

g) 複数航空会社による運送の場合、各フライトにおいて異なる航空会社の機内手荷物利用規約が適用されます。

6.4 – 受託手荷物制限

a) 次のものを受託手荷物に入れないでください。
   i.　壊れやすいものや腐敗しやすいもの
   ii.　コンピューター
   iii.　現金、宝飾品、貴金属、銀製食器などの高価な物
   iv.　契約書類、株券、証券などの貴重な書類
   v.　カメラ
   vi.　パーソナル電子機器類
   vii.　電子タバコ
   viii.　商品、ビジネス書類
   ix.　パスポート、その他身分を証明する旅行書類

b) 当社の責任は限られているため（6.5、13 および 14 を参照）、お客様が当社の要請を知っていたかどうかにかかわらず、その要請を無視して上記の物品を受託手荷物に入れていた場合、それらの物品が損傷、遅延、紛失したことによる費用、支出、損害について、当社は一切責任を負いません。これらの物品は、重量・寸法制限等当社規則に従った上で、機内持込手荷物に入れられなければなりません。

c) 全ての受託手荷物は、適切な寸法および重量の制限内で当社規則に従わなければなりません。スポーツ用品などの扱いにくい大型の荷物については、手数料表に記載された追加料金の対象となります。

d) 受託手荷物は飛行中における通常の揺れや空圧などに十分耐えられ、ダメージを受けない（僅かな摩耗などは除く）丈夫なものでなくてはならず、適切に施錠されていなければなりません。

e) 安全及び保安を考慮して、当社は、個々の重さが 32kg を超える受託手荷物を受け付けない権利があります。

f) 9.5 に記載された場合を除き、当社間のフライトの乗り換え、およびの他の航空会社との乗り換えの際、受託手荷物を転送いたしません。ご自分の責任で受託手荷物転送サービスを利用するか、受託手荷物を受け取ってから次のフライトのチェックインを行ってください。再度受託手荷物のチェックインを行う際には、接続空港で入国審査および税関手続きを行っていただく場合がございます。お客様は必要なビザおよび旅行書類を予め準備する責任があります。

6.5 – 貴重品

当社は、超過分に対する保険または保険サービスを提供していません。当社は、お客様の貴重品の損傷または紛失による費用、支出、損失または損害に対する責任を一切負いません。

6.6 – 超過手荷物

安全上の理由により、制限以上の機内手荷物を持ち込むことはできません（6.1 参照）。制限以上の受託手荷物をチェックインする場合、当社規則および該当する航空機の負荷状況により、超過料金の支払いによって受け付ける場合もございます。詳細は手数料表を参照してください。

6.7 – 検査／保安

a) 安全上および／またはセキュリティ上の理由により、スクート、空港、または政府の職員／スタッフは以下を行う場合があります。
   i. お客様に服装と身体の検査を要求します
   ii. 手荷物検査または検閲を要求します
   iii. お客様の同意にかかわらず、手荷物の検査または検閲をします

b) 検査の結果、またはお客様が検査を拒否した場合、お客様と手荷物の搭乗を拒否し、お客様の手荷物を政府または空港の職員に引き渡す場合がございます。お客様が検査を拒否して搭乗拒否された場合、当社規則により、チケットは返金なしに没収されることがあります。

c) 検査や点検によりお客様が危害を与えられた場合、または X 線検査によってお客様の手荷物が損傷した場合、当社は適用される条約または法律の限度を超える一切の責任を負いません

7 – チェックイン／搭乗

7.1 – チェックイン締切

チェックインには締切があり、厳しく実施されることがあります。チェックインはチェックインカウンターの締切時間までに済ませ、必ず旅程表またはウェブサイトに記載されている空港カウンター、またはウェブチェックインの手順に従ってください。また、予約時に使用したクレジットカードの提示を求められる場合があります。特に指定のない限り、接続便では、各フライトの締切時間までにチェックインをお済ませください。接続空港では、入国審査および税関手続きを行う必要があります。お客様は、必要とされるビザと旅行書類を予め準備する責任があります。

7.2 – 搭乗券および手荷物タグ

当社は、搭乗券および受託手荷物用の手荷物タグを発行致します。これらの書類は、旅行が終わるまで大切に保管してください。

7.3 – 搭乗締切

遅くても出発時刻の 45 分前までには、搭乗ゲートにお越し下さい。

7.4 – 運送拒否

7.1 または 7.3 に記載の締切時間に間に合わなかった場合、当社は、お客様の搭乗を許可できない場合がございます。このような場合、当社規則により、運賃および関連する手数料や使用料が払い戻しされない可能性があります。

8 - 搭乗拒否

8.1 - 搭乗拒否の権利

お客様が予約を保有している場合でも、当社規則によって以下を含む事態が発生、または発生する可能性があると判断した場合、お客様と手荷物の運送を拒否する場合がございます(お客様が既に搭乗済みの場合でも、降機していただく場合があります)。

a) お客様およびお客様の手荷物を運送することで、航空機の安全または機内の人の安全や健康が危険にさらされている、またはその可能性がある場合
b) お客様またはお客様の手荷物を運ぶことで、他者に重大な不便をかける可能性がある場合
c) お客様を運送する事が、目的地あるいは出発地の政府の法律、規定、命令または移民方針に反する場合
d) お客様が有効な旅行書類を持っていない様に見える場合、旅行書類が損傷しているか改造されてた様に見える場合、乗換する国に入国しようとしている、または有効な旅行書類を持っていない場合、旅行書類を飛行中に損傷した若しくは乗務員が要求した際に旅行書類の引き渡しを拒否した場合
e) スクート、関連会社(航空券を発行する航空会社、お客様を運送または運送することを約束する航空会社、航空券に含まれる手荷物など航空運送に関連するその他のサービスを実行または実行することを約束する会社)、および出発地、到着地、通過する州や国より要求される健康診断、医療診断の提出を拒否した場合。
また、伝染病の症状がある、感染しているように見える、他の人の健康または安全に直接的な脅威をもたらす可能性のあるその他の状態(またはそのような疾患や状態の情報があったと信じる理由がある)がある場合。
伝染性の病気またはその他の状態(疑いがあるかどうかにかかわらず)の拡散を防止するためのスクートや関連会社、および出発地、到着地、通過する州や国の指示に従わなかった場合。
f) お客様が身体および手荷物の保安検査の実施を拒否した場合
g) お客様が予約をお持ちでないため
h) お客様が、適用される法律、規則、規定、命令、本約款に従わなかった場合
i) お客様が搭乗手続きを完了していないか、搭乗ゲートへの到着が締切時刻に間に合わなかった場合(7.1 および 7.3 を参照)
j) お客様が、安全と保安に関して地上職員または乗務員の指示に従わなかった場合
k) お客様が当社の医療条件を満たしていない場合(3.4 参照)
l) お客様が特別な介助、または特別な介助と従業員対応が必要で、そのことを当社に事前に通知していなかった場合、あるいはそのことに対して当社と事前手配を行っていなかった 場合(3.3 および 3.5 をご覧下さい);
m) 当社が、アルコールまたは薬物の影響を受けていると判断した場合
n) 当社が、お客様が薬物の不法所持をしていると判断した場合
o) 精神的、身体的状態がお客様ご自身、航空機、または機内の人に危険を与える若しくはその可能性があると判断した場合
p) お客様が地上職員または機内の乗務員に対し、脅迫的、虐待的、侮辱的な発言を行ったか、その他脅迫的な態度をとった場合
q) お客様が、搭乗手続き中または搭乗中に、犯罪を犯した場合
r) お客様が、勤務中の地上職員または機内乗務員を意図的に妨害した場合

s) お客様が、航空機または機内の人を危険にさらした場合
t) お客様が脅迫した場合
u) お客様に対し、運送拒否通知が発行されたため。運送拒否通知には、該当する禁止が有効になった日付が記載されます
v) お客様が、予約に記載された本人であることを証明できない場合
w) 適用される運賃、請求された料金または税金が支払われていない場合や、当社とお客様（または運賃の支払者）との間で合意されたクレジット契約が遵守されていない場合
x) 運賃の支払いに使用したクレジットカードに、紛失または盗難の届出がある場合
y) 運賃の支払いまたは座席の予約に際し、不正行為またはその他の違法行為が関わっている場合
z) お客様の予約が以下に該当する場合
   1) お支払いがなされていない
   2) 譲渡されている
   3) 当社および正規代理店以外から購入された
   4) 当社または正規代理店によるものではない変更がある、切断されている、あるいはその他の理由で判別できない
   5) 偽造である、または他の理由で無効である
aa) 有効な航空券を入手しているか否かに関わらず、以下の搭乗拒否通知が弊社により発行された場合

8.2 – 償還請求権無し

a) お客様は、第 8.1 条に明記された状況のいずれかに関して、運賃および適用される料金および手数料を失うことを認め、これに同意します。
b) スクートは、不法行為、契約、またはその他の方法のいずれに起因するかにかかわらず、第 8.1 項に基づく運送の拒否に起因または関連して生じるいかなる払い戻し、損失、または費用についても、いかなる人に対しても責任を負いません。

8.3 – オーバーブッキング

航空会社の便は、オーバーブッキング（利用可能な座席以上の予約が受け付けられていること）される場合がございます。その場合、当社はお客様の搭乗を拒否する、もしくは座席のクラスを下げる（ScootPlus クラスからエコノミークラスへの降格など）といった対応をすることがあります。お客様がオーバーブッキングによって搭乗拒否され、8.1 に記載の条項に当てはまらない場合、当社は、可能な限り迅速にお客様の予約に記載された目的地への運送を行うこととします（救済処置）。またお客様は、現地の法律や政府の規制による権利を所有し、適用される法律が存在しない場合は、当社の方針に応じて追加の権利を所有します（「救済権利」）。但し、お客様が第 7 項に記載されるチェックインおよびご搭乗の条件を満たしていない場合は、これら救済処置および救済権利は適用されないことをご了承ください。

8.4 – 搭乗拒否通知

当社は独自の裁量において、今後取引を一切しないことを決定した旨を記した通知を発行することで（以下「搭乗拒否通知」といいます）将来の旅行や予約を通した運送約款の契約を拒否する場合があります。

搭乗拒否通知には取消しまでの時間的期限およびその他の条件を設け、それらが満た

された時点で旅行や予約を再び許可する場合がありますが、これらの時間的期限および条件は必ず設定されるとは限りません。

搭乗拒否通知が発行され適用されている場合、直接的および間接的に当社の航空券を購入することができなくなります。有効な航空券を所有している場合でも、お客様とお客様の荷物を運送する権利を有します。

お客様に対して搭乗拒否通知が適用されているにもかかわらず航空券を購入した場合（あるいは第三者に代理で購入させた場合）返金は一切されません。

9 - スケジュール変更／取消

9.1 - スケジュール時間

a) 当社は、お客様の旅程表に記載の日付・時刻通りの運送を努めますが、スケジュール時間の確約及び補償は致し兼ねます。スケジュールは随時変更される可能性があり、本約款における当社との契約の一部を構成するものではありません。

b) 当社または指定代理店によって提供されたお客様の旅程表には、出発の日付と時刻が記載されています。これらに変更があった場合、当社または指定代理店が、可能な限り十分な余裕を持って有効な電子メールアドレスや携帯電話などによりお客様に通知するように努力いたします。当社および指定代理店がお客様に連絡を試みたにもかかわらず、無効なメールアドレスや携帯番号の登録等によりお客様と連絡がとれなかったことによって生じる損失に対し、当社は一切責任を負いません。フライト前に必ずスケジュールの日付と時刻に変更がないかご自身でご確認ください。適用される条約または適用法により規定されている場合を除き、お客様ご自身の確認不足によって生じる損失・損害に対し、当社は一切責任を負わないものとします。

9.2 - スケジュール変更：お客様の選択

当社が、出発時間の 24 時間以上前までに大幅なスケジュールの変更（出発時間が 2 時間以上変更）・キャンセルを行わければならない場合、当社または指定代理店は、9.1.b に記載の方法でお客様にこれを通知し、お客様は次の選択ができます。

- 予約便の変更後 14 日以内に、同じ区間、且つ同じ航空会社の別のフライトを追加料金なしで再予約。またはスクートがその目的地への便を提供しない場合に、スクートが提示する特定の日程内の別の目的地に追加料金なしで再予約。
- 第三者（旅行代理店等）からご購入の商品代金とサービス料分を除いた旅程の金額と同価格以上のバウチャー（発行日から 24 ヶ月以内の搭乗に利用可能）。
- 未使用の旅程に対する元の支払い方法への払い戻し。ただし、第三者の商品やサービス分の金額は除きます。
- 当社のスケジュール変更またはキャンセルポリシーの規定のうち、お客様の法域で適用されるその他の選択肢。

9.3 – フライトの遅延・キャンセル(当社起因の場合)

出発予定時刻の 24 時間前以降にスクート運航便が遅延またはキャンセルとなった場合、追加料金なしで、できるだけ早く同じ区間で次にご利用可能なスクートのフライトにご案内できるよう最善を尽くします。

あるいは、スクートは以下の選択肢のいずれかを提供する場合があります。

- 予約された便の変更後 14 日以内に、同じ区間、且つ同じ航空会社の別のフライトを追加料金なしで再予約、またはスクートがその目的地への便を提供しない場合に、スクートが提示する特定の日程内の別の目的地に追加料金なしで再予約。
- 未使用の旅程と少なくとも同等のクーポン（第三者の商品やサービス分の金額は除きます）。クーポンは 24 ヵ月間有効で、この有効期間内に予約される旅行について有効です。
- 未使用の旅程に対する元の支払い方法への払い戻し。ただし、第三者の商品やサービス分の金額は除きます。
- お客様の〈管轄区〉に適用される、スクート運航上の変更または欠航に関する規定に定めるその他の方法。

条約または適用法（お客様の法域において適用されるフライト運航の乱れに関する規定を含みます）に規定されている場合を除き、弊社は、制御可能な遅延または欠航の結果としてお客様が負担した費用または経費について責任を負いません。ご旅行時には常に、包括的な旅行保険をご利用いただくことを強くお勧めします。

9.4 – フライト遅延・キャンセル（不可抗力の場合）

不可抗力の場合とは、出発地および目的地またはその経路における天候事由、スクート社員以外における従業員によるストライキ、航空交通管制による要求・規制、滑走路の閉鎖を含みます。但し、これに限定されるものではありません。

お客様のフライトが不可抗力によりキャンセルとなった場合、当社は可能な限り迅速に同じ出発地と目的地の当社フライトを、追加料金なしで手配します。

あるいは、スクートは以下の選択肢のいずれかを提供する場合があります。

- 予約された便の変更後 14 日以内に、同じ区間、且つ同じ航空会社の別のフライトを再予約（運賃差額が生じる場合はお支払いが発生）。またはスクートがその目的地への便を提供しない場合に、スクートが提示する特定の日程内の別の目的地に追加料金なしで再予約。
- 未使用の旅程と少なくとも同等のクーポン（第三者の商品やサービス分の金額は除きます）。クーポンは 24 ヵ月間有効で、この有効期間内に予約される旅行について有効です。
- お客様の管轄区に適用される、スクート運航上の変更または欠航に関する規定に定めるその他の方法。

条約または適用法（お客様の法域において適用されるフライト運航の乱れに関する規定を含みます）に規定されている場合を除き、弊社は、制御不能な遅延または欠航の結果としてお客様が負担した費用または経費について責任を負いません。ご旅行時には常に、包括的な旅行保険をご利用いただくことを強くお勧めします。

9.5 – 接続便

スクートのフライトは、区間ごとに販売されます。スクートまたは他の航空会社が運航するフライトへの乗り継ぎをされる場合は、十分な時間を確保してください。お手荷物をスムーズに移動させるためには、スクート便とシンガポール航空便を同じ旅程で乗り継ぐ必要があります。別々の旅程でご旅行される場合は、ご到着後、税関・入国審査を通過し、受託手荷物がある場合はそれを受け取り、その後、運航航空会社の規定に従い、該当する便のチェックインカウンターで、再度フライトのチェックインを行ってください。乗り継ぎ便が国際線の場合は、出国審査を受ける必要があります。

13.2 に従い、お客様が複数の航空券を保有しており、その別々の航空券がスクートとシンガポール航空との乗継便の航空券ではない場合、スクート、提携航空会社、またはその他の航空会社は、お客様のフライトが同じ旅程であったとしても、また、乗継できない理由がスクートやその他のフライトの遅延によるものであっても、例外なく、発生する費用または経費について責任を負いません。ご旅行の際には、包括的な旅行保険に加入されることを強くお勧めします。

お客様の航空券がスクートとシンガポール航空の同一旅程の乗継便であり、お客様が乗継便に乗り遅れた場合、スクートは可能な限り早く、同じ出発地と目的地を結ぶスクートの次の利用可能な便を追加料金なしで提供致します。フライトを提供できない場合、または旅行を延期する場合は、状況に応じて 9.3 または 9.4 に記載されているオプションを提供します。

特に明記していない限り、当社または他の航空会社の到着便や出発便の遅延により乗り継ぎできなかったお客様は、ご自身のご負担において次のフライトを予約する責任があります。同じ旅程でシンガポール経由の乗り継ぎをされるお客様、またはヴァージン・オーストラリアで乗り継ぎをされるお客様は、同じ航空会社の次の空席のある便に予約変更することができ、予約変更手数料と運賃差額は免除されます。この規定は、同旅程にての乗換にのみ適用されます。乗り継ぎができなかった際の予約変更については、お客様ご自身で該当する航空会社の地上職員にお問い合わせください。

お客様の航空券は、同一の旅程に複数のスクート乗り継ぎ便で構成されております。お客様がいずれかの便に乗り遅れた場合、または乗り遅れた便を放棄した場合、旅程を完了することはできず、再予約のサポートはありません。法律または政府規制により義務付けられている場合、または本約款に記載されている場合を除き、未使用または一部使用された運賃、付随商品、関連料金、手数料、燃油サーチャージ、および税金は、旅程の未完了に対して払い戻しができません。未使用の旅程の運賃および関連料金・手数料は、払い戻しなしに没収されます。第三者の商品またはサービスに関する払い戻しは、その提供者の利用規約が適用されるため、第三者のサービス提供者にお問合せいただく必要があります。

9.6 – 復路のキャンセル

乗り継ぎ便または復路便を含む旅程内の最初のフライトをご利用頂かなかった場合、そのフライトの出発時刻から 48 時間以内にスクートコールセンターにご連絡をいただけなかった場合、他の予約はキャンセルされます。ご連絡をされないことに

よるお客様の損失及び損害において、当社は一切責任を負いません。お客様はご自身で包括旅行保険に加入するようにしてください。

お客様がフライトに乗り遅れてしまい、その後のフライトに何らかの影響があった際、お客様がご予約された乗換便または復路便を維持することを望まれる場合で、当社または指定代理店に有効な電子メールアドレスや携帯電話番号などの連絡先情報をお伝えいただいている場合には、できるだけ早く SMS や電子メールによってお客様に通知します。当社または指定代理店は、お客様に連絡を試みた後にお客様と連絡が取れなかった場合、それによって生じるお客様の損失損害に対して一切責任を負わないものとします。いずれにせよ、通知を受けたかどうかにかかわらず、予約の最初のフライトにご搭乗できなかった場合、お客様は、乗換便または復路便について、スクートコールセンターにご連絡頂き確認して頂く責任がございます。

10 - 到着／搭乗後

10.1 －手荷物受取

お客様は、必ず自分の受託手荷物をお受取ください。

10.2 －手荷物紛失

受託手荷物が見当たらなかった場合、お客様は手荷物タグを持って、当社職員または指定代理店に、該当する条約によって規定された制限時間内に、出来る限り早く通知して下さい。

10.3 －手荷物の引き渡し

受託手荷物の受取りは、手荷物タグに記載されているお客様のみ行うことができます。手荷物タグを提示できない場合、お客様に手荷物をお引き渡しするために、次のことを要請します。

- 手荷物を受取るための権利として十分な証拠を提示
- 引き渡しの結果として生じる損失、損害または費用を当社に払い戻すことを書面にて約束する
- 関連する当社の規定及び指示に従う

10.4 －当社による荷物処分

a) お客様が受託手荷物のお受取をせず、フライトの到着から 14 日以内にお問い合わせがない場合は、お客様にご連絡をしてそれがお客様の手荷物であるか確認します。お客様の物と判断できなかった、あるいは連絡が取れなかった場合においては、通知することなく寄付または他の方法でそれを処分することができ、当社は一切責任を負いません。

b) 荷物がお客様の物であることが判明し、お客様が荷物を引き取りたい場合、当社は該当する空港のレートで保管料金を請求することができます。

c) お客様がフライトを降りてからの受託手荷物について、あるいは、お客様が空港に所持品を置き忘れたことによって生じるお客様の損害・損失について、当社は一切の責任を負いません。

10.5 －間違った手荷物の回収

間違った受託手荷物を受け取ってしまった場合は、その荷物を受け取った場所にいる当社職員または指定代理店に、お客様の負担で迅速に返却してください。正当な所有者に荷物を返却するために生じる費用は、お客様ご自身の負担となります。

11 - 払い戻し

11.1 - 払い戻し

法律や政府の規制により要求される場合、または本約款に記載の場合を除き、**未使用、または部分的に使用された航空券運賃、付随品、関連手数料、使用料、燃油サーチャージ、税金等は、一切払い戻しされません。**

万一予約されたフライトを利用しなかった場合、運賃及び関連する手数料および使用料は払い戻しされず、没収されます。

第三者の商品またはサービスの払い戻しは、プロバイダーの契約条件によって規定されており、第三者サービスプロバイダーを介して請求されなければなりません。

12 - お客様の責任

12.1 - お客様の責任

当社は、飛行前、飛行中、飛行後のすべてにおいてお客様の快適なご旅行を望んでいます。

a) お客様は、ビザ、医療関連、目的地の詳細を含むこと、更にはそれに限定されるものだけでなく、旅行前の準備すべてに対して責任を持つこととします(3.1 参照)。
b) お客様は、政府または空港の職員、またはスクートによって実施されるセキュリティチェック、健康診断、および/または医療診断を受けることとします。
c) 当社、税関や他の政府関係者の要求があった場合、お客様は受託手荷物、機内持込手荷物検査に同意しなければなりません。

12.2 - 機内での行動

全てのお客様の安全と快適を最大限に守るため、次の項目および、搭乗中は当社乗務員すべての指示に従わなければなりません。

- 機内手荷物は前の座席の下、またはオーバーヘッドロッカーに収納してください
- 飛行中に機内手荷物が動くことがあるので、オーバーヘッドロッカーを開く際はお気をつけください
- 座席にご着席の際は、シートベルトを着用してください
- 乱気流による揺れがひどい時は座席に戻り、シートベルトを着用してください
- 特に滑走路内を走行している時などは、指示に従って着席していてください
- 携帯電話、ノートブックパソコン、タブレット、レコーダー、ラジオ、CD プレーヤー、MP3 プレーヤー、電子ゲーム、レーザー製品や送信器、トランシーバー、リモートコントロールによる玩具やラジコン玩具など、飛行妨害の可能性がある電子機器を操作しないでください。これに関してお客様が当社の要求に従わない場合、到着するまでデバイスをお預かりすることがあります。補聴器と心臓のペースメーカーは使用していただけます
- 禁煙(12.5 参照)

- アルコールは適度に、スクートの機内でお出しするアルコールのみお召し上がりください
- 子供用シートベルトは、指示通りご使用ください
- 他のお客様に迷惑となる行為はしないでください

12.3 – 安全と快適性

お客様の安全及び快適性を維持するため、お客様が以下のような行動を取った場合、押さえつけたりあるいは降機させたり、今後当社のサービスの利用を拒否したりする場合がございます。

- 航空機または機内の人や物を危険にさらすような行動をとった場合
- 乗務員の妨害をする、または乗務員の合理的な指示に従わない
- 他のお客様に迷惑となる行為
- 搭乗中に職務を行っている乗務員を妨害する
- 航空機またはその機器の改造または毀損
- 裁判所、仲裁裁判所、あるいはその他の関連当局に繰り返し軽薄な苦情をいれた場合および当社のスタッフや代理人に対していかなる方法で嫌がらせをした場合

当社がお客様を機内から降りて頂く必要があると判断した場合、当社におけるお客様の運送を今後拒否することがあります。また、機内における犯罪によって起訴されることがあり、払い戻しが受けられないことがあります。

伝染病または他の人の健康または安全に直接的な脅威をもたらす可能性のある他の状態（またはそのような病気や状態にさらされたと信じる理由がある）があることが判明した場合、またはそれらを持っていることが判明した場合、スクートは、（疑いがあるかどうかにかかわらず）航空機内での隔離を含む、そのような病気または症状の蔓延を防ぐために必要と思われる措置を講じる場合があります。

12.4 – 目的地外着陸費用

12.2 と 12.3 に記載にあるようなお客様の不適切な行動によって目的地以外の空港への着陸を行う場合、それに関連するすべての費用はお客様の負担となります。これは燃油サーチャージ、離着陸料金また駐機料金などを含みますが、これらに限りません。

12.5 – 禁煙

喫煙と電子たばこのご利用は、全てのスクート便において禁止されています。

12.6 – 入国拒否

お客様が目的地の入国管理当局によって入国を拒否された場合には、次の規定が適用されます。

a) 当社は、入国拒否された場所までの運送、または本国送還にかかる運賃、関連する手数料、税金などを払い戻し致しません。
b) 政府の命令により、当社がお客様を出発地または他の目的地に運送する場合は、お客様は、適用運賃および手数料と税金を支払うことに同意するものとします。
c) 入国拒否、強制退去、その他の法律、規制、要求や命令の違反に起因する罰金、費用または手数料を支払う責任はお客様にあります。これらの理由のために当社が費用を負担した場合は、お客様は代理人への手数料を含む全額を、速やかに当社に弁償することに同意します。速やかに当社に弁償することができない場合、当社がその金額をお客様のクレジットカードに請求することを許可します。

d) お客様は上記の支払いのために、当社がお客様の旅程上で未使用分の金額または、当社が所有するお客様の資金をあてることができることを認めるものとします。

12.7 - コンプライアンス、保安検査

途中降機や乗り継ぎの経由地など、お客様の旅程のどの部分においても、あらゆる国、州、または地域の法律、規制、命令、要求、および必須事項を遵守すること、また当社が定める約款、通知、指示に従うことは、お客様自身の責任となります。お客様は、政府機関、空港職員、または当社による保安検査または健康診断を受けるものとします。当社は、必要書類の入手、または、法律、規制、命令、要求、通知、必須事項、指示（口頭、書面、その他のいずれかを問わない）の遵守、あるいは、かかる書類の不入手、または上記事項の不遵守に起因するお客様への影響に関して、一切の責任を負わないものとします。

13 - スクートの責任

13.1 －スクートの運送約款

お客様の予約内容または当社ホームページに記載される本約款は、お客様に対する当社の責任です。お客様の旅程に含まれる他の航空会社の責任は、各航空会社の運送約款によって規定されます。

13.2 －条約による規定

国際輸送機には、適用される場合には条約によって規定されており、それが適用されない場合には、本約款または適用法によって規定されます。当社の責任は、死亡やケガおよび手荷物の破損や紛失、または損傷、遅延に制限される場合があります。

13.3 －お客様による過失

損傷がお客様に起因するものであることが証明された場合、当社の責任は、適用法に従って減少されます。

13.4 －死亡／ケガ人に対する当社の責任

a) 国際旅行

i. モントリオール条約第 17 条（モントリオール条約がお客様の旅行に適用される場合）に基づく回収可能な補償的損害については、151,880SDR（約 269,457SGD）に相当する金額を上限に、弊社はその責任を除外または制限しません。ただし、適用法に従い、異なる賠償限度額が適用される場合は、かかる異なる限度額が適用されるものとします。ただし、弊社が損害に対して負う責任は、お客様の過失が当該損害の原因または一因となる場合、適用法に従って軽減されます。

ii. 第 17 条の下で生じた損害に対して、各お客様への代償が 151,880SDR（$269,457 シンガポールドル相当）を超過した場合、適用される法律に従い、異なる責任制限が適用された場合その制限が適用されますが、次のことが証明された場合、責任を負いません。

1)　当社または当社の代理人の過失、その他の不正行為または怠慢が原因ではなかった場合の損傷

2)　第三者の過失またはその他の不正の行為または怠慢が唯一の原因であった場合の損傷

b) 一般

i. 13.2 に従い当社は、お客様の身体状況に起因するあらゆる疾病、傷害または身体傷害（死亡を含む）に対し、あるいはそのような身体状況の悪化に対し、法的責任を負いません。

ii. 適用される法令によって異なる場合があるが、神経性ショック、精神医学や心理学的損傷、傷ついた感情、苦悩、苦痛、悲しみ、不安等に対し、その原因や申し出の根拠にかかわらず、当社は責任を負わないものとします

13.5- 手荷物破損における当社の責任

a) 国際旅行

i. 海外旅行の場合、手荷物の紛失、破損、遅延に対するスクートの責任額は、対象の旅程で適用される法規または条約の上限に従います。

例えば、モントリオール条約が旅程に適用される場合、受託手荷物および機内持ち込み手荷物に対する責任額は 1,519 SDR（約 2,695 シンガポールドル）となります。ただし、いずれの場合も、適用法に従って異なる責任限度額が適用される場合は、かかる異なる限度額を適用するものとします。

受託手荷物の紛失、破損、遅延に対する航空会社の責任額は、ワルシャワ条約が旅程に適用される場合、手荷物 1 キログラムあたり 17SDR または相当額（約 20 ユーロ）を上限とし、機内持ち込み手荷物については、搭乗者 1 人あたり 332SDR または相当額（約 400 ユーロ）を上限とします。また、モントリオール条約が旅程に適用される場合、受託手荷物および機内持ち込み手荷物への責任額は 1,288SDR（約 1,604 ユーロ）となります。 ただし、いずれの場合でも、適用法に従って異なる責任限度額が適用される場合は、かかる異なる限度額を適用するものとします。条約の目的において、手荷物の預かり証に手荷物重量の記録がない受託手荷物の総重量は、航空会社の規則が定める該当サービスクラスの無料手荷物許容量を超えていないものとみなします。第 9 条第 7 項に準じて受託手荷物に対して高い評価額が申告された場合、航空会社の責任額は、当該の申告された高い評価額を上限とするものとします。受託手荷物の一部が紛失、破損、または遅延した場合、航空会社の責任限度額は、当該部分に対する重量に基づき、比例的に減額されます。

b) 一般

i. 当社は、当社の航空会社コードとして予約された航空機による運送中に発生した、重大な損傷・破損に対してのみ責任を負います。当社が別の航空会社のフライト用に手荷物をチェックインした場合、その航空会社の代理として行います。しかし、受託手荷物に関しては、お客様は、最初または最後の航空会社に対して申告する権利を所有しています。

ii. 当社は、機内持込手荷物の損傷が我々の過失によるものでない限り責任を負いません。

iii. 当社はお客様自身の手荷物が損傷の原因となる場合、責任を負いません。また、お客様の手荷物によって当社や他のお客様の所有物または他のお客様によって損傷した場合、お客様の責任となります。

iv. 当社は、手荷物の小さなかすり傷、擦り傷、へこみ、亀裂や切り傷など、通常の摩耗について、または、不適切な詰め方、腐敗しやすい、または壊れやすい物の破損、非防水用手荷物の濡れ、荷物タグ、荷物ベルト、バッジ、ハンドル、車輪部分、ジッパーやロックなどの外部固定具の損傷について責任を負いません。

法律によって要求される場合を除き、当社は、受託手荷物の中身の損傷・紛失・遅延に対する責任を負いません。これには壊れやすいまたは腐りやすい物や、現金、宝飾品、貴金属、コンピューター、パーソナル電子機器、株券、債券その他の貴重な文書、パスポートその他の身分証明書などの特別な値を持つ貴重品を含みますが、これらに限られるものではありません。

13.6 – 制限されている荷物

- 大きな釣竿、自転車、スクーター、サーフボード、ボディーボード、スノーボード、スキー等及びそれに限定されるないスポーツ用具は、航空機内に十分なスペースがある場合に限りお預かりします。当社では、このような荷物を「制限されている荷物」（損傷または遅延の責任はお客様が負います）としています。このような荷物用の保険に加入することをお勧め致します。’
- ベビーカー、バギー、カーシート等及びそれに限定されない幼児用荷物は、航空機内に十分なスペースがある場合に限り、お預かりします。当社では、このような荷物を「制限されている荷物」（損傷または遅延の責任はお客様が負います）としています。このような荷物用の保険に加入するようにしてください。
- ラッパ、クラリネット、フルート、ピッコロ、トランペット、バイオリン、ビオラを含むがこれに限定されるものではない楽器類は、航空機内に十分なスペースがある場合に限り、お預かりします。当社では、このような荷物を「制限されている荷物」（損傷または遅延の責任はお客様が負います）としています。このような荷物用の保険に加入することをお勧め致します。

13.7 – 遅延に対するスクートの責任額

a) 国際線旅行

i. 海外旅行に関して、乗客の旅程に遅れが生じた場合のスクートの責任額は、対象の旅程に適用される法規制または条約の規定を上限といたします。例えば、モントリオール条約が旅程に適用される場合は、6,303SDR（約 11,183 シンガポールドル）となります。

13.8 – 一般

a) 当社は法律や政府の規制を遵守すること、またはお客様がそれを遵守しないことに起因するいかなる損害についても責任を負いません

b) 本約款（責任の排除や制限を含む）は当社及び当社の指定代理店、従業員および代表者と代理人のためのものであり、同等に適用されます。お客様が当社及び当社の指定代理店、従業員、代表者および代理人からうける賠償額の総額は、当社がお客様に負う債務総額を超過しないものとします

c) 本約款の規定を除いて、当社の責任は証明された補償における損害賠償に限定されます。当社はいかなる状況においても、

i. いかなる利益、収入、契約、販売、予想される貯蓄または名声や評判の損失
ii. 間接的または派生的な損害
iii. 非補償的損害に該当するいかなる損害
に対する責任は負わず、当社の責務は本運送約款で規定された責任を決して超えないものとします

d) 本運送約款は、
i. 当社によって特別に明記がある場合を除いて、適用される法律に基づき、当社が持つ責任の排除または制限を放棄するものではありません
ii. 乗客の死亡・損害・その他の身体的損傷に対して支払いを行うべき、または支払いを行った公的社会保険団体または個人に対して適用される法律に基づき、当社が利用可能な防衛を放棄するものではありません

e) 条件または保証の違反に対する責任：当社は、運送に関連して発生する費用、支出、損失または損害について、それがいかなるものであっても、法律で認められている範囲内で一切の責任を排除します。不正行為に関する特約条項（the Unfair Contracts Terms Act）（396 条）や同様の法律が排除できない条件や保証について言及している場合、条件または保証の違反に対する当社の責任は、サービスをもう一度提供するか、そのサービスをもう一度提供する際にかかる費用を支払うことに限定され、当社の規定によって決定されます

14 – お客様のご意見・ご感想・お問い合わせ

14.1 – ご意見・ご感想・お問い合わせ

本規約に別段の定めがない限り、スクートはすべてのクレームを予約で指定された旅行日から 2 年以内に以下のいずれかの方法で提出することを要求します。

- スクートコールセンター
- スクートの Web フォーム

また、上記の方法でご意見やご質問をお寄せいただくことも可能です。

14.2 – 手荷物

手荷物識別タグの所持者が苦情なしに手荷物を受け取った時点で、その手荷物が当社とお客様の間で合意された運送約款に基づき良好な状態で引き渡されたことの明らかな証拠となります。

受託手荷物に損傷が生じた場合、お客様が手荷物受取所を離れる前にスクートのスタッフまたは当社の指定代理店に直ちに損傷を報告し、7 日以内に損傷した手荷物の請求を提出しない限り、当社は手荷物の請求に対して責任を負わないものとします。遅延理由で手荷物の受け取りから 21 日以内に苦情が提出された場合を除きます。 すべての苦情は書面で提出し、上記の期間内の消印が必要となります。

手荷物の損傷や遅延に対するお問合せ先は以下の通りです。

Scoot Baggage Claims
Charles Taylor Aviation
https://scootbaggage.myclaimshub.co.uk/

14.3 – 衣類

お客様が搭乗の際に着用していた衣類が損傷してしまった場合、直ちに乗務員にお知らせください。

14.4 – 請求の制限

本約款の他の条項において、お客様の損害賠償請求権の有効期限が切れていない限り、次の日付から 2 年以内に裁判手続が行われなければ、損害賠償請求する権利は失われます。

- 目的地に到着した日
- 航空機が到着するはずだった日
- お客様の運送が止まった日

責任期間の求め方は、訴訟がなされた場所の法律によって規定されますが、適用法の規定にも基づきます。